

## 我が國に於ける易思想の發展

鈴木睦雄

日本儒教研究の一端として周易の傳來とその前後について二・三考察してみたいと思ふ。周易は我が儒教史上その重要性に於ては論孟等に劣つてゐるかもしれないが、廣い意味から考へる時は易ほど一般的に又特異性のあるものとして、我が文化に影響してゐるものはあるまい。その影響を高く考へれば哲學的な思索としての學問を成長せしめてゐるが、一面極めて低い社會層にまで侵入してゐる。即ちある部分に於ては儒教の道德的な立場を離れて獨自な影響を及してゐるものとも言ひ得よう。それ故易の研究は他の儒典よりも興味があり、唯に日本儒教の一部門としての研究のみならず民俗學的な研究にまでその範圍を擴げ得るものである。易を對象として選んだ意義は此所にあるが今はただ上代を中心として歴史的にその發展の状態を考察してみたいと思ふ。

### 一、易の傳來

外來思想にあつては我が國に於けるその思想の出發は傳來に歸するものである。故に先づ最初傳來について考察してみよう。易の傳來と言ふ問題について、その易の思想の傳來、もつと具體的に言ふならば支那に易の存在してゐた事を我が國民が何時頃より知つてゐたかと言ふ事を第一に考へるべきである。併しこれは明確には言ひ難い。何故ならば思想の輸入は物質的なものの輸入と異りそれが我が文化に反映した文化資料でなければ知ることは出来ないものである。これは易のみでなく一般に倫理的な思想が文化に反映するにはかなりの年月を必要とする。即ちそれを咀嚼し消化してからでなければその影響は現れないからである。但し易は他の儒教思想と異つて占と言ふ信仰的技術的な部門が付いて

なる。その爲に若し易占が我が國に輸入し、それが我が國民に受入れられたならばその文化的影響は早く見出されると思ふ。易占については後述するが此所ではその思想を盛つた周易の書物の傳來の時期と言ふ事に限定してみたい。併しそれについても種々議論のある問題であるが、一般に言はれてゐる「日本書紀」「古事記」に載せられてゐる、應神天皇十六年二月王仁が論語十卷千字文一卷を貢進した頃であらうと思はれる。江村北海はその著日本詩史に於いて、

「應神天皇十五年百濟國博士阿直岐來朝し周易論語考經を獻す。上悦ぶ。阿直岐をして經を諸皇子に授けしむ。我が邦の經學蓋し此に肇る。云々」

と周易が論語と同時に輸入されたことを記してゐる。然し上代文獻に易の事が明かに見えてゐるのは繼體天皇か欽明天皇の時である。即ち繼體天皇の七年百濟より五經博士、段揚爾を貢し十年五經博士漢高安茂をして代らしめたことが記されてゐる。この五經博士なるの五經には勿論易經も含まれてゐた筈である。又欽明天皇十四年六月には醫易七曆博士を貢進交代することを命じ、且卜書曆本藥物等を求めしめられ仍て翌年二月五經博士王柳貴、易博士施德王道良、曆博士固德王保孫等貢す、の事が記されてゐる。然しこれは易が初めて正式に朝廷の問題となつたと言ふだけで、支那との交渉から言へば一般國民の間にあつては、それより遙か以前から融通してゐた事は種々の事情を綜合して知ることが出来る。之を支那の記録によつてみると我が國と支那との交通は確實な記録で最も古いものは例の後漢書の記事で光武帝の晚年中元二年で我が國の垂仁天皇第八十六年である。王充の論衡には周代からの交通があつたことが書いてあるが（卷八・卷十九）これは正史には見えず、確かな事實は知る由も無い。前の武帝の朝鮮征定はその元封二年のことであつて、我が國開化天皇第四十九年に當つてゐる。精しい事は省略するが要するに正史に傳へられた以前から支那との交通はあり、その間必ずや典籍の輸入のあつたことは考へられる。併しその中に易關係の書の有無は知る由も無いが、當時の支那の状態から見れば、全然無いとは否定出来ないと思ふ。故に漢代の易の思想の混入されてゐる陰陽五行思想等が我が神代から上代にかけて輸入され存在したか否かを確めてみるならば、その前後の事情が多少なりとも明瞭になるで

あらう。記紀の神代卷の傳説が奈良時代まで傳へられた間に、又漢字漢文を以て寫されるに至つた間に、多少後世の思想及び漢土の思想が混入したことは疑も無い事である。然しその傳説は大體に於いて神代の傳説そのまゝを寫したもので、決して記紀編纂者が妄に當時の思想を以て臆測を逞しくして造り出した説話傳説ではない。

徳川時代の初世、外宮の神官度會延佳は「神代卷講述抄」に於て、神代の卷が周易の五行説の影響であるとして、それを説くに伊弉諾尊は乾の卦三畫成就、伊弉册尊は坤卦三畫成就にして、外宮國常立尊は水徳の神、内宮日神は火徳の神、兩つ對峙せるものと考へ、その流を汲む山崎闇齋も所謂垂加流の神道を開き大極陰陽五行によつて神代卷を講じ諸册二尊を陰陽二氣の作用とし、他の諸神を五行の作用とし、殊に土金傳を以て日本紀の祕説・神道の宗源とした。然しながら果して其の説く所の如くであるならば、わが神話は陰陽五行説の上に組立てられたもので、神代の人々の間に易の思想が普及してゐたと言はなければならぬ。これに關して早くは太宰春臺が辨道書を著し、伊勢貞丈は「神道獨語」を作つてそれに反對してゐる。記紀を陰陽五行説を以て説くのは俗神道家が神道に理論的背影をつける爲に故意にこぢつけたもので、我が國に於ける直毘神、禍毘神の二神、或は和魂荒魂の二氣の如きは決して易の陰陽から來たものではなくわが太古の民族の自然に考へた一種の二元論であつて、わが民族が太古に於いて支那と交通接觸のあつたにせよ、漢民族の陰陽説はこの點關係の無いと斷ずるを至當とすべきであらう。若し假にわが神話を支那の陰陽説の影響とするならば陰陽五行の觀念はわが國民の腦裏に深く刻まれて神代以來世々の傳説史實にもつと／＼其の痕跡を留めた筈であつた。しかるに正式に輸入された欽明天皇以後ですらその影響は見られない程であるから、易の傳來に關しては前述の正史に現れた欽明天皇の頃と考へてよいと思ふ。

## 二、上代易學の狀態

偕て然らば傳來後に於ける易學が如何なる狀態であつたか考へてみよう。史に易博士の傳來は明記してあるが、未だそれを傳習したと言ふ記事は見えない。思ふにその頃は唯是等の専門の博士を召して時宜に従つて朝廷に於いて用ひ全

くその人々に任じてゐたに過ぎなかつたと思ふ。當時代の學術の様子を知る唯一の資料である大寶令の學令によれば易が國學の教科として課せられてゐる。即ち

「凡經周易・尚書・周禮・儀禮・毛詩・春秋・左氏傳各爲一經」

とありその註に、

「凡教授正業周易鄭玄王弼注。謂非一人兼二家或鄭或王習」

一注著有兼通者既是爲博達也」

とあり王・鄭いづれか一方を選んで學べばよかつた。特に二注共に習得した者は之を博達と認めてゐたのである。これによれば周易が我が國人に讀まれてゐたことは明瞭であるが、一方大寶令を客觀的に見るならばこれは唐制の模倣であつて、學制に關しては必ずしも我が國古來の習慣を考へ合せて出來上つたものとは考へられない。易が國學の教科として擧げられてゐる事も、必ずしも易が重要であつたのではない事は明瞭である。

この大寶令の學制によつてどの程度に學士を養成したかについては記録が残つてゐない。然し多少なりとも易を讀む人がゐた事は確である。がこの學制にあるが如く鄭注又は王注によつて易經を讀んだとしてもどの程度までそれを讀み得たか、又それによつて如何なる知識を得たかと言ふならば、極めて心細い状態にあつたのではないかと思ふ。何故ならば、輸入當時に於ては直に易の思想を吟味する程に日本國民の文化的精神は向上してゐたとは思はれず、即ち易の思想は日本人の持つ思想よりも遙に程度の高い思想で、易を讀んでも結局斷片的な種々の知識を外面的に接合するのみで、其の意義を探究考察する力は養はれないものである。故に上代に於ける易學と言ふものは表面的な讀書と言ふ點に止つてゐたに過ぎなかつたと思はれる。

以上の如き易學の状態であるから必然文化的な易の影響も極めて乏しい。今その目ぼしいものを上代文獻に徴してみらば、第一は古事記の序文である。

「夫混沌既擬氣象未効無名無爲。誰知其形然乾坤初分。參神作造化之首。陰陽期開二靈爲群品之祖云々」

より始る和銅五年安萬侶の奉つた文章には多くの易經の文字の引用が見られる。古事記の本文の中にも易の文句は使用され、又紀祝詞宣命經國集等にも、多少さうしたものは見られるがこれ等は多く文章修飾上に使用したもので、これを以て易の思想を理解してゐたと考へるのは早計である。

同様な例であるが萬葉集の中に藤原宮御造營の時の歌

「我國者常世爾成牟。圖・負留。神龜毛新代登泉乃河爾持越流、眞木乃都麻手乎百不足五十日太爾作浜須良牟。」

とある。これは河圖洛書の事を言つたもので創作意志の下に書かれた叙情文學の中にかうした分子の混入してゐることは易緯の思想等がある程度まで我が國に入つて來てゐるのでは無いかと思はれる。そのよい實證として從來から「十七條の憲法」が論ぜられてゐる。釋實秀は「十七條の憲法に於いて憲法の條項を十七條に分けた事は單に條文の必要から十七條に分けたのか又それに何かの意味があつた爲かと言ふ事に關して、「聖德太子鈔」に

「十七トハ老陰數、七八少陽數ナリ天七ヲ本トスル也二十八宿モ七ツノ四方ヲ治スル也。成敗ト云モ成稱善行賞義テ陽也。敗ハ懲惡行罰義テ陰也。故以成敗義准陰陽之數、十七ケ條ニ作り給也。」

と述べてそれを易の陰陽の影響によつて特に十七と言ふ數にしたと述べてゐる。然し易の老陰・老陽・少陰少陽は十七との數でない。これについて岡田正之氏が日本漢文學史に於いて管子の五行篇の

「天道以九制。地理以八制。人道以六制。以天爲父以地爲母。以開乎萬物以總一統。」

を引き、又春秋・緯書・楚辭・春秋元命苞等を引用して陽の數の極を九、陰の數の極を八として合計十七にして陰陽思想より來れるものと結論してゐる。而して當時太子の憲法發布の動機は必ず易緯より來れることは推察出來るのであつて、それはこの憲法發布の年に關して易緯の甲子革命の年に合つて、その爲に發布した事は、三善清行の革命勘文にも

「十二年甲子春正月始陽冠位各有差。有德仁義禮智信合十二階夏四月皇太子肇憲法十七條云々。然則本朝制冠位法令始於推古天皇甲子之年豈非甲子革命之驗乎」

とあり、最近岡田正之氏が「近江奈良朝の漢文學」に於いて易緯に基いた甲子革命の思想によつて發布した事を考證してゐる。推古天皇十二年の干支は恰も甲子に當つてゐるので太子の革命の時期として十二年を以て憲法發布としたのもこの易の影響によるものである。其の他孝徳天皇の詔等にも易の文句等見られ上代文獻上に多少易の思想の見られることによつてある程度易の讀まれてゐた事は推察出來ようが併しそれもほんの一部に留つたのみであつた。

### 三、易占について

以上述べたのは主として、易經の書物を中心としての傳來と影響であつたが、次に特に易の占、即ち筮法についての傳來とその傳授等の問題を考へてみよう。我が國に於ける易の傳來は易の學問的な傳來と技術的な易占の傳來とを考へる必要がある。これは我が國に於いて特に分けられたのではなく、輸入時に於いて既にこの兩者は區別されてゐた爲にもよるが、我が國に傳來して來た時それを傳授する者が異つてゐた爲にその區別が更にはつきりとして來たのである。換言するならば我が氏族制度により當時既に世襲の官職が存してゐた。その爲に學問の方を司る家柄と方技的な家柄とは區別されてゐたものである。それで易が輸入された時に易と言ふものゝ見解が二つに分れた。大寶令に定つてゐる如く、學問的な見地から見れば鄭注玉注等によつて易經を學ぶ經學的方面と、一つは易經に附隨して傳來して來たと思はれる易占を主とした方技的方面とに分れたのである。而して學問的な方面は前述の如く大寶令の學制にあるが如き領分となり、一方易占の方は後述する如く大寶令にては中務省の陰陽寮に入り、後には神祇官の卜部が之を司るに至つたのである。次にこの方面につき論じてみたいと思ふ。

さて易占の傳來についてその時期の問題であるが、正式に易占の術の傳へられたと思はれるのは、日本紀の推古天皇の條に、

「十年冬十月百濟僧觀勒來之。仍貢曆本及天文地理書竝遁甲方術之書也是時選書生三四人以俾學習於觀勒矣。陽胡史祖玉陳習曆法。大友村主高聰學天文遁甲。山背臣日竝立學方術。皆學成業。」

これによる方術とは易占等を含むものであつたと思はれる。當時の開進主義の政治家は韓半島より間接に支那の思想を汲入するに満足せず、直接に支那と交通を開き推古天皇十五年七月初めて小野妹子を隋に遣し、翌年九月再び之を大使として派遣するや留學生學問僧の隨行あり舒明天皇の時これ等の人々が相次いで唐文化を齎らし歸つて、孝徳天皇の大化革新の素地を作つた。此の間に於いて易占が流入した事は想像に難くない事である。明瞭な記事として少し時代は下るが、孝謙天皇の天平寶字元年十一月癸卯の勅に、

「如聞頃年諸國博士醫師多非其才……自今已後不得更然其頃講經生三經……陰陽生周易新撰陰陽書・黃帝金匱五行大義」(續日本紀卷二十)

とある如く易占の輸入は少くとも大化改新までには輸入され、孝謙天皇の頃には實際的に用ひられてゐたと思ふ。

次に翻つて卜占の方術を如何にして我が上代人が受入れたかと言ふ問題になるが、易の學問的思想と言ふものは傳來時に於いて我が國民にそれを受入れるに十分は精神的素養が無かつた爲に十分消化出來ずに終つたことは既に述べた所であるが同様の事を易占についても考へてみよう。

卜占の道は我が國に於いても太古より有し神意を伺ひ疑事を決するのに固有の方法として太占の法があつた。神代紀一書、美斗能麻具波比の條、古事記の同條に見えてゐるが、その方法は波々木をもつて鹿の肩骨を灼きその割裂の狀によつて占ふもので、この占法は神代以後に於いても垂仁天皇の條にも見え、萬葉集卷十四東歌にも出てゐるから奈良朝までもその遺法は存してゐたものと思はれる。而して奈良時代に支那の占法として龜卜の法と易占の法が傳來して來たのである。この兩者の傳來の時期について史に現れた所では龜卜の記事は崇神紀七年二月辛卯の詔に、

「蓋命神龜以極。致災之所由。」

とあり易占よりも古くその方法はそのまま太占の法を司る官即ち神祇官によつて用ひられ、鹿卜の補として併用されてゐたが、鹿卜に比して輕便であつた爲と、一つには支那文明の勢力が浸潤するに従つて支那の文化崇拜の結果鹿卜の法

は遂に廢れて龜卜の法に變つて行つた。隋書經籍志・唐書藝文志には五行家の書目の中に龜卜・易占の書を收めてあることより見て此の龜卜は支那に於ては陰陽五行家の掌る所であつた。然るにわが國にては易占のみ陰陽師の手にあつて龜卜のみは陰陽師が之に従事した形跡が無いのである。これ原因は支那の占である龜卜易占の中龜卜のみが當時の占を司る官職にあつた神祇官卜部に採用され、これを神祇官の占法の一として既に用ひられてゐた。その爲大寶令が制定される時に卜占の法は太卜署に依つたのに拘らずその中龜卜の法のみは陰陽寮の職に入れることが出來ず神祇官の手に置いたものである。

之を逆に考へてみて、支那に於いては龜卜と易占とは同じ地位にあるものが我が國に輸入されては龜卜のみ神祇官に用ひられたのは易占よりも龜卜の方が先に傳來した爲であるとも考へられ、歴史的に見ても前述の如く正史に現れた記事に於ては龜卜の方が早く載せられてゐる。又假に龜卜と易占と大體同時に傳來したものとしたならばそれは龜卜の方法が太占の方法に似てゐた爲に太占の法で占つてゐた神祇官が用ひ易かつた爲であるとも考へられるが、私見としては龜卜の傳來の方が易占よりも先であつた爲であると思ふ。

一般に我が國に於ける占法の變遷を説く者は太占の法より龜卜の法となり更に易占へと變つて行つたことを述べてゐるが、實際に於ては今述べた如く太占は龜卜へ移つたのであるが、易占は陰陽寮の博士の手によつて占はれこの兩者は決して同一の者によつて行はれたのではなく對立平行して行はれたものである。それ故に一般に説く如く龜卜の法を司る者がそれを捨て、易占へと移つたのではない。たゞ平安朝頃より易占の方が龜卜より勢力を得て易占が重ぜられて來た爲、一見龜卜が易占へと遷つた如き状態を呈したまゝである。然してこの兩者は盛衰があつたにしても奈良時代に於いては陰陽寮の博士は神祇官の龜卜と對立して易占を行つたもので、官寮の御卜として當時の朝廷の大事を占つたものである。然しながら當時にあつては龜卜の方が重ぜられたらしく若しも官寮その判を異にする時は常に官卜に従つたらしく、日本後紀に



「大同元年三月丁亥是日、日赤無光。大井比叡小野栗栖野等山共燒……上以爲所定陵地近加茂神。疑是神致灾火乎。即決卜筮果有其祟。上日初卜山陵。筮從。龜不從也。今灾異頻來。可不慎歟。即近禱祈。火灾立滅。

とあるによりても又、「類聚符宣抄」の第三怪異事の官寮の占の記事を比較すれば直に明瞭になるところである。この龜卜を重んじた事は一つは神祇に關してはわが國の風を重ぜられた結果でもあらうが、他の理由としては龜卜の法は早くより我が國に於て占の實權を握つてゐた神祇官によつて司られてゐた爲に、大寶令によつて新に制された陰陽寮の易占よりも權力をもつてゐたことは當然であつたと思はれる。

緒て次にこの易占を司つた陰陽寮とは如何なるものであるか、その制度と易との關係を考へてみよう。陰陽寮の名稱の初めて記録に見えたのは日本紀の天武天皇四年正月の條にある。又同紀朱鳥元年正月の條には高名の陰陽師を召して食祿を賜つた事、持統紀六年二月の條には伊勢行幸により陰陽博士沙門法藏を召して銀を賜へること等が載せられてゐるから朝廷の陰陽道に關する官制職掌を定めたのは大寶令に始まらずそれ以前にあつた事は明らかである。而して大化改新の時にも此寮が建てられた事は大寶令に見える如くである。

陰陽寮は中務省に屬し、技術官として、

陰陽師六人從七位上(掌占筮相地等事)

陰陽博士一人正七位下(掌教陰陽生等)

陰陽生十人

曆博士一人從七位上(掌造曆及教曆生等)

曆生十人

天文博士一人正七位下(掌候天文氣色、有異密封奉及教天文生等。)

天文生十人、

漏尅博士二人從七位下（掌卒守辰丁伺漏尅之節）（省略）

是等の職制が唐の模倣であることは言ふまでもなく陰陽寮に於ける職構は易・曆・天文の三道を兼ねて國家須要の學として重ぜられたのである。天平二年三月大政官より奉れる奏文に、

「陰陽醫術又七曜頒曆等類國家要道不得廢闕。云々」

とあり陰陽道なるものが國家の重要な役であつた。この陰陽寮に於いては如何なる學問をするかと言ふ事については大寶令には明記が無いが、續日本紀孝謙天皇の條、天平寶字元年十一月癸卯の勅に陰陽寮學生の教科書を指定してゐる。

「天文生天官書。漢晋天文志。三籙讚。韓楊天文要集。陰陽生周易。新撰陰陽書。黃帝金匱。五行大義」  
之等に通ずる者を任用したのである。

又中務省の解文によれば其の讀書を陰陽得業生には黃帝金經・周易の二部を擧げてゐる。これより見て陰陽寮の陰陽師は周易を讀むべきであつた事は知り得るが、その周易を如何にして又如何なる注によつて讀んだか知る由も無いが大學の方で王鄭の注に依つたのに對して、寮の方は緯書を中心とした事は想像出來よう。然し乍ら陰陽道は國家必須の道として官衙さへ設けられて教育もそこで掌つたけれども其の術は極めて祕密的なもので、その傳授等も限定的に行はれた様に思はれる。

#### 四、易の傳授

然し易占は平安朝に入り陰陽道の盛に行はれるに従ひ神祇官の龜卜の法を侵す様になり、而して神事朝儀に關する最主要的の占トとなると共に又他の雜占と共に漸く宗教的占術の分子を帯びて來て、企業勝負等の如き社會民衆の一般卑近な民情にも投ずる様になつた。然し今も述べた如く限定的祕密的教育制度の下に發達したもので陰陽道に於ける易占も賀茂・安倍兩家の世職となつて之に従ふ學生も鮮く容易に他家の人にも傳へず、外部より窺ひ難き祕法化してしまつた。それ故當時の易占の状態を知る記録が存してゐないのである。平安朝までの易の傳授に關しては、

「百練抄」に、

「承元四年二月廿三日。長兼記云。秀長易塵相傳系圖。善相公授舍弟日藏僧都。日藏授仁海僧正。僧正授茂範僧都。

僧都授仁寛阿闍梨。阿闍梨授心也。號辯君心也授小納言入道信西。信西授秀親。秀親授秀長也。又一流善相公。淨藏橘

安忠允。彦殆。文替。尋實の納言入道。云々」

とあり「二中曆」にもほゞ同様な系統を示してゐる。「周易要事記」にも上古に於ける易の傳授の模様を述べ、我が國に傳來したる易の經義に雜説あるは支那に於いて種々の異同ある爲であるとしその大様を述べ、我が國上古以來易説を傳へるに種々の家流があり、それには眞言陰陽紀傳明經に各々の秘傳を藏してゐることを述べてゐる。これによれば我國に於ける易説に各家の差のあるのは我が國に於いて獨特な説を生み出したものでなく支那よりの異説の傳來の爲であることが推察出來よう。而して「周易要事記」は更にその眞言・宿曜・明經等の傳授系統を述べて

「傳習此術直言流者一行阿闍梨授瓊曇和尚云々。授弘法云々。歸朝後授貞觀寺僧正云々。教修理大夫巨見。又清行以授日藏上人。小野僧正云々。授小野小僧正云々。授仁親云々。授遍知院僧都云々。授從信也。以受易筮以授季親。古者清行者受駱漢中等之説。清行以此術教三人。所謂日藏・淨藏・大江也」。

と述べ宿曜流については、

「宿曜相傳者淨藏授法藏云々。授接安云々。授行祚云々。授忠允云々。授彦祚。授文贊。授懷尊。尋實等」。

又紀傳家には

「大江授茂明云々。授雅頼云々。授長爲云々。授爲康云々。授行康。」

明經家については

「明經相傳者其相傳祖承各見于家系譜也。有其人必傳之。不可不傳。若无其人必可深韜。若強傳之。師資受害。鬼神所秘。靈以隱。」

とある。當時の占筮術にはこの他算家流等もあつたがその記録等は見當らない。その他當代の記録に残されてゐる人としては滋岳川人（文德實錄）、弓削是雄、（政事要略）賀茂忠行・賀茂保憲（今昔物語）安倍晴明（大鏡・古事談・宇治拾遺・十訓抄）三善清行・信西入道（今鏡）大江匡房（江談抄）等の如き人々であるが、その内容については知り得ないが、易に關する研究はある程度行はれてゐたらしく、宇多天皇寛平中藤原佐世が勅を奉じて撰した「日本現在書目錄」には五行家に關するものとして百五十八部九百十九卷を擧げてゐる。その中易に關するものとして、四十數種を擧げてゐるが、これ等によつてもある程度その状態を推察出來よう。

既に屢々述べた如く平安朝時代の易占の實例は秘法として隠されてゐた爲世に残つてゐないが唯一二の史書に現れたものを擧げれば「臺記」に

「天養元年五月九日己未。召阿闍梨隆賢。爲念少納通憲疾。令修千手供。是且爲易筮師。且爲當世才士。余深傷之故也。但不可令人知之。不可告通憲之由。仰舍阿闍梨了。余又滿千年陀羅尼二十一返。通憲自熊野路受此病。此阿闍梨年來熊野入功。仍殊所仰也。陰陽師安倍泰親來曰。通憲疾病。余問曰筮吉否。對曰。遇兌三三之坤三三。余占曰不死。病必愈矣。非唯病之愈而已。又逢君之恩而勿憂已。今所動四爻仍以兌坤兩卦大意。就中逢君之恩偏據坤卦之意。」

又同じく「臺記」に

「久壽二年五月十七日癸亥。召源枚。披混林雜占病部。問其不審。差賴業。送源枚筮於信西。爲復響也。廿日丙寅。晚頭賴業歸來曰。信西申曰。御推條有二失。是坤六三爻入墓事。同爻并小殺事也。」

とあり、易をかうした人事關係に用ひたものであらう。又同様な例として、殿曆に

「嘉永元年正月廿六日己未。依主上（堀河）不快。被行易御占。以仲御占給江中納言匡房。令復推。云々」

とあり、又當代に於ては易占によつて失物を探し出す「射覆」なるものが流行してゐた様である。「三代實錄」に

「貞觀八年九月二十二日甲子夏井天性聰敏。臨事不滯。恩寵優渥任用轉重內外機務多所輔益云々、又善射覆、文德天皇與宮人爲藏鉤之戲。一鉤藏在百手之中、密令夏井筮之。撰著布卦曰、有小女著青衣以白花挿首者鉤在其左手中。帝乃探得大悅焉。」

とあり又同様な記事が「朝野群載」十五條、「今昔物語」陽道、「長秋記」陽道、「明月記」等にも見られる。

かくの如く易占の方は祕法的是あるが割合活潑な發展をなしたが易學の方は明經博士のみによつて守られ而も明經博士は専ら唐制のみを墨守して家流を立て注疏以外は一切異説を雜へず果は訓點まで家々祕法を立て、他人に傳へず非常に固陋となり進んだ研究は行はれなかつた。學習方法としては延喜式の大學式に、

「凡應講說者禮記・左傳各限七百七十日。周禮・儀禮・毛詩律各四百八十日。周易三百二十日、尙書論語各二百日。云々」

とあるが當時の學業は紀傳文章が重んぜられてゐた爲に、儒典は詩や文章を作る參考としてのみ讀まれ、その意味から易經等は重ぜられずたゞ三代實錄に仁和二年に禁中に於いて釋奠が行はれた時に御親拜の後明經博士をして周易を講ぜしめられた事が載つてゐるのみである。

平安朝に於いては儒學は一般に不振であつたので唯易のみではないが、易については、周易を殊更に讀む事を嫌つた原因として、次の如き興味ある事がある。それは平安朝頃より始つた事と思はれるが、易を讀む事が凶であると言ふ信仰が流行してゐた。その證據として「臺記」に、

「吾（藤原賴長也。）欲學周易即所以可與明年甲子革命之識也。而俗人傳云。學此書者有凶云々。又云五十以後可學。」

とあり、當時に於いて一般にこの俗信が行はれてゐたものと思はれる。更に賴長がそれを批判して、

「余案之此事更無所見。如論語皇侃者小年可學之由所見也。然而猶恐俗語。因之使泰親祭代山府君。去三日欲祭依雨

延引。今日又天陰雪。乘燭後東帶向川原。于時雪頻降。乍車覓立川原。請府君曰。學易極天地之理者。是正道也。鬼殆也者邪心也。邪勝正者非天之心。豈難鬼殆之。學易者可被其凶乎。雖不祈請。天可降災。何況祈請哉。頃之天快晴。月星見天。與善謂哉。此言善謂學易一邊。非謂我是唯人也。雪猶少下。然而余下車就座。泰親祭之。不<sub>レ</sub>經程雪止。祭了歸宅。召泰親賜衣依天晴也。云々。」

と述べてゐるがそれを迷信として排しながらも内心易を學ぶ事に對して恐れをもつてゐたことが推察される。又同じく臺記に、

「上略俗諺云易多忌諱學者之仁可畏也。又云五十以後可學此書。而明年甲子當革命否、雖爲瑣才之身。可關群議之席。革命之起出自周易。不窺此不窺此書者難以陳其趣。若又披此書者恐不免其徵。然而俗人之諺未識所由。」

とあり、かうした迷信も周易を學ぶ上には大きな障礙となつたであらう。この俗信は鎌倉時代までも引き續いて世にあつたらしく、「花園院御記」にも、

「正中二年六月十七日乙未。此間徒然之間讀易疏。是知命五十才之後可見此書之由有古人口傳。而寬平御讀之由。見御記是卅許御年敷。未勘之。又漢朝人多以幼年學之。予心中竊疑之。而去年有夢想事。旁以符合之間讀之也。」

とあり、「周易要事記」にこの迷信の由來を記してゐる。

「五十以前不讀易有說哉。師說云王弼夜夢鄭玄責輔嗣曰。君年少何輕穿鑿易乎。有忿色弼心生畏惡少々遇疾而卒。見于天地祥瑞志。云々。王弼卒時年二十四才。少年見易聊有其憚歟。但商瞿年四十四才。若五十以前不可讀易則商瞿何人哉。命吾皇侃疏孔子自幼少讀易云々。然則蚤年讀易雖有先規當時初學之輩可不細思量者乎。世人多以命吾加數年五十而讀易者可无大過之義而畏五十已前讀易。於理甚不可。又孔子晚而好易云々何以爲晚年之學。孔穎達疏釋之。以爲四十七才時辭但授史記孔子世家在七十已後之事。已王朗說以爲自幼讀易。亦何速之有不在禁內者也。」

と述べてゐる。今考へると説話の様な事であるが、平安朝の貴族社會に於てはかうした迷信的な事も案外信じられ、特

に易の如きは神祕的な書として考へてゐたもので、それ故かうした事も易學の上にはかなりの障をなしたと思はれる。

## 五、結 び

以上我が國に易の傳來するの前後より奈良平安朝頃までの事情につきめぼしいものを記述した。極めて斷片的な文章ではあるが以上によつて推知される如く、當時の易學及易思想は陰陽道と結び迷信的な意味に於いて相當な影響を與へてゐる。易占等も一方では遊戯化され、又一方では更に迷信を生む様になり易の學問的な研究とは別途に活動してしまつた。易學の方は前にも述べたが、たゞ明經博士によつて専ら唐制を墨守して家流を立て、注疏以外は一切異説を雜へず、果は訓點まで家流を立て、祕法を作り、極めて固陋となり、學問としては注疏圈内を彷徨するのみであつた。

然し鎌倉に入り宋學の輸入と共に儒學は勃興し、五山僧にも足利學校等に於いては易は特に研究され、新しい意味を以て易學易占共に愛好する者が多くなり、更に徳川時代にあつては易に關する書は儒典中第一位を占め、易占は啓蒙的な書の出版、又略筮等の爲に極めて低い庶民階級にまで擴がつたのである。此所に至つて我國に於ける易はその思想的にも又文化的な影響に於いても獨自なものが現れるのであるが、今はたゞそれに至る過程として先づ上代を中心として、一二の問題を取上げたのである。

然るに多忙中にてまとめる機會も無く、ただ卒業時の論文原稿より興味ある點を拔萃したのみで、極めて不體裁な又淺薄なものとなつて本會報を汚した事は深く恥入る次第である。

(畝傍山を望む寓居にて記す。)